プーロトリオ®

賃貸保証システムとは?

保証人を依頼する手間を省けスムーズにご入居いただくことができます。今や一般的なシステムで、多くの不動産会社様が導入されて 従来の個人の保証人に代わって保証会社がお客様の保証人となり

お客様とオーナー様とのより良い関係づくりに!

らないものです。 賃貸保証システム「JIDトリオ。」は、賃料の保険ではございません。賃貸住宅に住んでいる限り、賃料は支払わなくてはな

軍業用

率体

30% 80% 2年間

> 12(3年

保証

契約期間 契約時 更新時

ングによりアドバイスさせていただき、オーナー様とのより良い 関係『 安心と信頼 』をお客様とともに築いていくシステムです お客様の賃料のお支払いが遅れた時等、支払コンサルティ

お申込の条件

賃貸保証システム「JIDトリオ[®]」のお申込みは

- 適正に賃料が支払える方
- 申込内容に問題(虚偽報告等)がない方 当社指定書類をご提出いただける方
- 00

公正・公平な判断をさせていただき、適正な審査を行います。

保証対象となる契約(物件)

所である物件。 する駐車場も含む)のうち、用途が住居・店舗・事務 日本国内に所在する建物の賃貸借契約(同物件に付随

同

- *賃料等が30万円を超える物件及び上記に該当しない工場、倉庫などは別途ご相談ください。 *賃料・管理費・共益費・駐車場代等の賃貸借契約
- に関わる賃料等の合算額が保証対象となります。



讲

AR CHARLES

アンプロゴ神証的

保証料率

3	田田	田		采
變 5 5 月	本本	保証	契約	保証料率
月額賃料等(5万円未満・5万円以上・	更新時	契約時	契約期間	159
(保証期間2年の場合) ・15,000円 ・月額賃料等の30%	30%	30%	2年間	
30%	45%	45%	3年間	
30,	70,	100,	月額賃料	· (例)

前将

2年間

3年間

	%	%	噩			%	%
50,000円	70,000円	100,000円	月額賃料等	30,000円	50,000円	70,000円	100,000円
40,000円	56,000円	80,000円	2年間	15,000円	15,000円	21,000円	30,000円
60, 000FJ	84,000円	120,000円	3年間	22, 500円	22, 500円	31, 500円	45, 000円

I		1818
2		
* 2	No.	1
年	曾	7
紫	禁	3
E C	保証料はご契約	3
契	娱	
20	的	
認	茶	
ΠŅ	n	Š
は	ALL A	
規	描	
ဣ	3	3
2年未満の契約の場合でも規定の保証#	的者様にご負担いただきま	
曾	n#	
7	OUL	

- お支払いいただきます。
- * 保証期間中に中途解約された場合でも、 * ご契約は当社の審査承認後となります。
- * 更新契約に関しましては左記記載の保証料 保証料は返還いたしません。 をお支払いいただきます。
- *保証料は非課税となります。

賃貸保証委託申込~契約まで

例) 月額賃料等 (保証期間2年の場合) 5万円未満・・40,000円 5万円以上・・月額賃料等の80%

30, 000H 40, 000H

60, 000H

お申込みの流れ

- ●賃貸保証委託申込書にご記入いただき下記必要書類をご提出下さい。
- ●審査結果につきましては不動産会社様にのみご報告いたします。 ●当社専用フリーダイヤルより、お申込者様にお申込内容のご確認と、緊急連絡先人様にご承諾確認のご連絡をさせていただきます。
- ●契約締結時には上記保証料をお支払いただきます。あらかじめご了承ください

お申込みに必要な書類 ①はすべての方にご提出いただきます。①+②をご提出いただく場合もございます。

記のいずれかー点なを証明する書類)† \			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	引用的な	いずれかを記っ	右記の本人	Θ
■ 図 来 空 む 導 標 本 (3 ヶ月以内に取得したもの) ■ 公証人(対暴日のある定款 (登記申請中の場合はご提出下さい) *契約者または人居者が内国和の方は在留資格確認の為, 外国人智慧短明書または登録展票記載事項証明書を ご提出ください。	在貿別級が切れている方は4円) G 登録原票記載事項証明書	外 F 外国人登録証明書 表面&裏面 国 在留資格がない方・		E 住基カード	C 健康保険証	B 印鑑証明書	A 運転免許証	
な書類	土型が円部	観的に判	るのか変す書類	いただけを示す	電支払い根拠を扱い	適正にいる	質料が支払	0
班 克 法 法 人	新規事業開業者	留学生・外国籍他	職生活保護者	無 年金受給者	求職者・退職者	自営業者 (役員職を含む)	就職內定者	給与所得者 (会社員・公務員・アルバト)
① 損益計算書 ⑪ 貸借対照表 ② 法人税確定申告書 ⑪ 預貯金通帳 **** **** *** **** ***	預貯金通帳(開業資金額が確認できるページ)(房) 事業計画書	⑦ 預貯金通帳(仕送額が確認できるページ) ◎素紙&最新記帳3ページ分	② 保護決定通知書(住宅扶助・生活扶助額記載のもの)	④ 年金支払通知書(受給額記載のもの)	預貯金通帳(資金が確認できるページ) *表紙&最新記帳3ページ分	(オ) 所得税の確定申告書 (税務者印がある直近期分) または(力) 課税証明書 ※源泉徴収票は不可	 預貯金通帳 *養低&最新記帳3ページ分	⑦ 源泉微収票 ③ 給与明細 ④ 預貯金通帳 3ページ分

●ご提出いただいた必要書類は保証契約の審査にのみ使用し、第三者に提供されることはございません。●本人を証明する書類はすべての方にご提出いただきます。 ●お申込み内容により、上記以外の書類をご提出いただく場合もございます。あらかじめご了承ください。●勤務先(在籍)・緊急連絡先・自宅等へ内容確認をさせていただきます。 ●上記内容は2010年10月現在のものです。内容につきましては予告なく変更する場合がございます。

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

本質賞保証株式会社グループ(以下「乙」という)は、お客様(質借人、以下「甲」という)から質賞保証 代契約(以下「本件委託契約」)のお申込時(含む契約時)に取得した以下の情報(以下「個人情報」という) 関連する業務や情報提供(質質保証業務、会員専用通信販売業務など)を確実・円滑に遂行することを目

の人情報についてこれでは、一人の大きな、主義・生耳月・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族と呼ばの申込書に甲が記載した氏名・年齢・生耳月・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族権政・住居民力等の「関中情報」(含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先人から通知を受ける等により知り得た「変更情報」)
な特等により知り得た「変更情報」)
な特等に契約に関する契約の連鎖・申込由・契約 - 商品名・毎月の豪賃・豪賃支払方法等の「契約情報」な体委託契約に関する契約の連鎖・申込由・契約 - 京島 ・毎月の豪賃・豪賃支払方法等の「契約情報」な体委託契約に関する契約の連鎖・申込由・契約 - 京島 ・ 東島 ・ 七郎・ 電話番号等の「支払能力判断のた中が年長した水料、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のた

(2) 屋にといる

【個人情報を共同利用する乙の社名・住所・臨路器号・ホームページアドレス・事業内容】 社 名:日本質解解解末式会社 住 所・東京都中央区日本権8丁目12番2号 電路器号・13は3243-8060 ホームページアドレス・http://jid-net.co.jp/

事業内容:賃貸保証業

社 名:ジェイアイディ教会管理株 住 所: 等参川県構成市等参川区団 住 所: 等参川県構成市等参川区団 配居寿舎 1045-290-1860 ボームページアドレス: http://www.ji 非兼内容: 賃賃保証業務に関連する事 ・ジェイアイティ総合管理株式会社 神奈川県横浜市神奈川区反町4丁目37番3号

- ジアドレス:http://www.jids-net.co.jp/ : 賃貸保配業際に関連する事業(これに関連する情報システムの企画: 運営を含む)

103-3243-6133 東京都中央区日本橋3丁目12番2号 タルサービス株式会社

ージアドフス:http://www.n=lifestyle.net/ :イソターネットを利用した通信販売および各種情報提供業務

(個人情報の取得・利用同意)

申は、但人情報を2が5倍・共回利用することに回慮します。 申は、本人権認めために、召が中の遺転免許証・バスポート等の証明書の記載内容を確認することに同意します。 命む、 写しの入手)

(個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

田は、 宣伝教・印刷物の滅件、その街、販売活動・甲門 スパ次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに回慮します。 空伝物、当即物の送代、メール配信、報話告知など、中向け営業活動等のために利用する場合。 空伝物、当即物の送代、メール配信、報話告知など、中向け営業活動等のために利用する場合。 その他、張店活動・甲向け営業活動のために利用する場合。 賃貸人、及び集金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受

(2) その他、甲は賃貸人、 け利用することに何ら異議なく同意します。

(提携先及び個人信用情報機関への利用の同意

れを利用することに同意します。 乙が甲の支払能力の調査のために、 乙の提携先に照会し、 甲の申込情報が登録されている場合には

【提携先の社名・住所・電話番号・ホームページアドレス】 社 名:味式会社クローバー・ネットワーク・コム

:東京都渋谷区初台1-34-14 初台TNビル

ホームページアドフス:http://www.clovernetwork.co. Þ

(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用)

信後の管理のために、 甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証

(審報報級機関に既会すること、及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。 東○末寸。 東○末寸。 中は、本件委託契約に関する発製的な取引事実に基づく個人情報が乙の加盟する寒質債務保証情報取扱機関に 以下の表に定める結盟警察され、乙の加盟する家質債務保証情報取扱機関の会員により中の資料率の支払能力 に関する超強のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	こが家賃債務保証情報取扱機関に 照会した日から6ヶ月間
本体委託契約に関する客額的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務が なくなってから5年間

(債務保証情報収扱機関に登3 甲の氏名、生年月日、住所、 韓語番号、月額質料等

甲の滞納額 甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

乙が債権管理回収業に関する特別指置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託 3、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。 (個人情報の提供等の回慮) (含む、 債権譲渡) 191

いて速やかにその訂正、 系(個人情報の間示・打圧・追加・御祭) こに取得されている自己に関する個人情報をこの所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものと す。(この間示により、情報の留が不正確、または認りであることが判別した場合には、こはこの結果に基づ 追加または削除に応じるものとします。) ω

(本条項不同意の場合の措置)

中の水学の計画がにおいて沙東に出版本語(探的事業面で記載すべき事)の記載を希望したい場合、及び本中の水学の主張、または、出金や展別が近い、場合は、乙は大学原形成が含まれています。 1世、大学版の第3条 1項に同意しない場合は、これを理由ことが本件米国委託成的を行名するものとなってします。

質賞人まだ!まその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の政策・利用・提供等に不同意の場合は、はこれを理由に本年委託契約を拒否する場合があるものとします。

第甲なるのはなる。 《(森崎語典の通称) 乙が田からの申記に基づき、乙が興金した森崎結果を耐吹会社または蒸燈人に通知することに同意します。 乙は甲及乙烷攻労社または賃貸人に対し、森崎結果に関する連由等は開示しません。

第10条 乙は、名 ます。画 その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を际止するために、通切なセキュリティー対策の実施に努め個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。 その管理下にある個人情報の紛失。

第 1 1条(指合中部口) 相 1 特の 周末・訂正・追加・削除に関する請求部口、 位 1 特の 周末・計正・追加・削除に関する請求部口、 位 1 日本簿 1 原記様式会社 住 所:東京都中央区日本榛3丁目12番2号 社 名 日本質質保証科 住 所:東京都中央区 電話番号: 03-3243-8080 及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

賃貸保証委託約款

私(資格人・以下「甲」という)と日本質質保証株式会社(以下「乙」という)は、表面更数的件(以下「本外的上でいう」に関する原質情報契約に基づく中の質質人に対する機能につき、質質保証委託契約(以下「本件委託契約」という。各様語にます。 第1条(質量保証の委託) 第1条(質量保証の委託) 1、本件委託契約は原質質値契約に基づいて発生する機器について、甲は乙に対し連帯保証することを委託してはこれを受託します。本書は、「保証番何のご違知」により、乙から甲に通知された承報番号が記載されていな場合にます。本書は、「保証番号のご違知」により、乙から甲に通知された承報番号が記載されていな場合にます。本書は、「保証番号のご違知」により、乙から甲に通知された承報番号が記載されている場合には、これを開かとします。 ない場合、及び同選知書に記載された保証番号のご違知」により、乙から甲に通知された本報部号が記載されている場合には、これを開かとします。 2、賃度人が本地中を第1年に元地)に対局、本件委託記録されている場合には、これを開かとします。

光ーの (英国家国旗)

52% 甲は、水件委託契約を締結するにあたり、乙指定の表面記載の質賞保証料を支払うものとします。 原質覚措契約が帰間満了前に終了した場合であっても、甲は前項により支払った賃貸保証料の返還を請求しま

契約は成立します。 第3条(本件委员本件委员本件委员契约点、 (本件委託契約の成立) 託契約は、甲及び質質人または質質人代理人が本書を締結し、 甲が賃貸保証料を支払ったときに、 本件委託

第4条 (保証の範囲)

乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。 (1)原賃貸借契約に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等(以下「賃料等」という)。 レ、本件委託契約費に明記されているものに限ります。 亩

し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
(2) 原建資情報契期保険とは対する本物件の明認し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金(2) 原建資化表別保険保険に対する場合は、可認用の規定します。なお、明選手の選出規審金に対する保証は終了します。なお、明選手の選出数を分担に計算するものとします。
(3) 原管資情報労働限後、本物件に製造競技がある場合、その貸担、運搬、保管、処分に要した賃(4) 前各号の偏務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに変した費用。 損害金。但し、第5条 明渡月の日割賃料等

処分に要した費用。

第5条(丹廷財団)
1. 本学委託契約の発出制御は表面記載の契約期間の通りとします。
1. 本学委託契約の経出制御は表面記載の契約期間の通りとします。
2. 原東資田契約の期間途中で本件委託契約を締結する場合、始期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原東資田契約の期間減了日までとします。
第5百契約の期間減了日までとします。
3. 原資金担契約の期間減了日までとします。
3. 原資金担契約の期間減了日までとします。
3. 原資金担契約の期間が終了し、財産とります」した場合には、本件委託契約は終了します。
4. 本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められません。但し、乙が存認した場合はこの限りではありません。

2. 世外)条(保証内容の変更) 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なりればなりません。 前項によって届け出られた内容につき、乙が年感した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

- 38 7条(本件委託契約の更新) 甲は原賃賃借契約が更新されるときには、乙 正当事由の有無に関わらず賃貸人が甲に対し、

って終了します。
更新保証料は第2条を準用します。
更新保証料は第2条を準用します。
更新保証料は第2条を準用します。
更新保証料は第2条を準用します。
更新保証料を引起しませる。
更新保証料を引起しませる。
の責任地契約期間満了を以って探了します。
こは本体要託契約の更新を不相当とする事由が契められる場合には更新を拒絶することができることを申は予め承請します。
の承請します。
なみ請します。
本体委託契約を作成仕ずに更新する場合(自動更新)でも、乙指定の手続きにより賃貸保証料が入金されれ
は本体委託契約は以立します。
は本体委託契約は以立します。
は本体委託契約は以立します。

更新をする場合、契約内容変更が認められない場合があります。

第8条(定期普求契約) 本物件の近期普敦契約の場合は以下の通りとします。 1. 原質質量契約の保証を認める場合でも、本件委託契約は入居者が変更した時点で接了します。 2. 原質質量契約が中途解約を認めない場合でも、甲が質賞人または第三者に本物件の明後しを? 本件委託契約は終了します。この明波しを行った日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとし しを行った日を以って

4 10

ます。
「女子人または賃貸人で埋入が原賃貸售製物期間著了の事前通知職務を怠ったため」に、契約終了日が延期された賃貸人または賃貸人で担人が原賃貸售製物期間満了日を以って本件委託契約は終了します。
場合であっても、表面記載の契約期間満了日を以って本件委託契約は終了します。
「労働者交換が再製約型の場合は、若了条の要新と同様の扱いとします。
「労働者監契約が再製約型の場合は、若7条の更新と同様の扱いとします。
「労働者監契約が再製約型の場合は、若7条の更新と同様の扱いとします。
「労働者監契約では対策回るに対した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を「労働者経済が中込者」をごに送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を

第9条(支払債務の優先順位) 甲が未期賃料等を支払い、その額が未払い債務の全額に満たないときは、 のとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。 以下の順序に従って当然に充当されるも

> 993 乙に対する債務

) 関係保証系統) 大装賃料等) 小の句の債務

第10条(保証債務の銀行) 甲が原賃貸借契約に基力を発生する債務の履行の全部または一部を選延したため、乙が賃貸入から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者から本物件の明度しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に追を求められたときは、甲及び入居者から本物件の明度しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に追 知することなく弁済することが出来ます

第一一% 乙が保証連務を履行したときは、甲は乙に対しその弁済額及びこれに対する弁済の日から年14、6%の割合による通過指金型がに共済のために要した費用その他甲に対する米資権の実行または保全のために要した費用を支払らばければならないものとします。 利き支払らばければならないものとします。 野港しに関わる費用を乙が負担した場合も前項と同様とします。 (米橋権の範囲)

一 班

949 る場合、破壁の申立て、 民事再生の申立でがなされたとき。 が狙な難につき差押または保全差押を受けたとき。 第6条に定める届け出を想るなど甲の責めに帰すべき事由によって、 甲の所在が不明となったとき。 乙に損害を及ぼす事態に至ったとき

乙が前項により、甲に対して求貨権を行使する場合、甲は民法461条に基づく抗弁権の主張を予め放棄します

第13条(機権譲渡) 申は本件委託契約に基づき乙が第11条により取得する求資権を乙指定の会社に譲渡することを予め承請します。

第14条(勤務光等への連絡)
1. 申は、乙が甲の居宅まだは禁帯電路の電路番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合。
1. 申は、乙が甲の居宅まだは禁帯電路の電路番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合。
は緊急連絡井に対し、甲の府在その他連絡方法を問い合わせざることについて予め再辞し
2. 甲世のに緊急連絡先の個人まだは団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に明わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。 乙に対し、 乙が甲の勤務先また 名目の如何を

第15架 (本物件内の立ち入り)

412 とが出来ます。 法令上認められている場合、 または以下に例示する正当事由がある場合には、 甲の承諾なしに室内に立ちみ

甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合 乙が甲による本物件使用の事実を1ヶ月以上確認できない場合。

<u>- 38</u> 16条 (通絡要請及び契約解除) 中が、原質資情契約に減少いて発生した質科等を議論し、その議検質科等が1ヵ月分を組入、かつ乙が甲に対すが、原質資情契約に減少いて発生した質科等を議論したとき、原質資情契約に関し敷金または保証金を差し入れているか否かに関わらず、乙ぱ甲に対し、連絡を要請するための適切な措置を請じることが出来ます。但し、ているか否かに関わらず、乙ぱ甲に対し、連絡を要請するための適切な措置を請じることが出来ます。但し、

ているの否のに関わるが、乙は甲に対し、垂絡を繋縛するための適切な措置を構じることが出来ます。但し、物件の人返室を完全に排除する物理的な措置は構じないものとします。
2が前項の指置を行ったにも関わるが、さらにそこから、14日以上之より甲に連絡をとることができず甲の所立が不明となった場合。 原質神情製的に関し拠るまだ。は保証金を着し入れているか否がに関わらず甲に対し事前に通知することなく、 乙は原質情量製物を含むら(解除することが出来す)。
中が何度質疑告契約に基づいて発生した質料等を得勢し、かつその滞納資料等が3ヶ月分以上となった場合。 乙は甲に対し事前に通知することが、 値ちに原質質性無数的を解除することが出来すず。
第1項及び第2回の期間に関わらず、甲の原質質性情数的を関係することが出来すず。
第1項及び第2回の期間に関わらず、甲の原質質情質数が高温とその改善に対し服実に交渉せず悪意と判断された場合には、乙は第1項及び第2回の措置を実施することが出来ます。

一 当 (17条 (動産類の保管及び処分)
(2) 原質質情契約が解除された後、甲が本物件の明度しを完了しまたは甲が本物件の占有を放棄した後に本物件内に関連類(明らかな江三額を課人)がある場合は、乙は二九を所定の場所に保管します。この場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し専前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。甲はこれに関し一切理識がないものとします。
こが前項の保管及び二れに続く処分または譲渡を行った場合には、甲は乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償をの他一切の環境をしないものとします。
こが前項の保管及び二れに続く処分または譲渡を行った場合には、甲は乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償をの他一切の競求をしないものとします。

N

第18条(原質貨借契約の解除権の付与) 甲は乙に対して原質貨借契約の解除権を付与することとし、第16条の各項に該当することが生じた場合はこの解除権を行使しても申は一切の要議申立てをすることは出来ません。 47

第19条(賃借権の承継)
1. 甲の死亡等により債務の履行ができなくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる。 1. 甲の死亡等により債務の履行ができな人との間で本件委託契約は規務します。 2. 前項に基づき賃借権を承継した者が本件委託契約期間満了後も引き続き本件委託契約を更新する場合、改めて 当該承継人が「賃貸保証委託申込書」をこに届け出なければならないものとします。この場合、乙は任意で更
手を承該支付は拒絶することが出来るものとします。

第21条(その他事項) 本件委託契約に定めのない専項については、 ものとします。 第20条(管轄裁判所) 本件参託契約に基づく課題 以って管轄裁判所とします。 ・その他紛争については原質貨借契約書上の管轄裁判所に関わらず、東京地方裁判所を

展法

その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、

2009. 123見名 解決する

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相記せ 名:日本賃貸保証株式会社 名:日本賃賃保証株式会社 所:〒103-0027 東京都中火区日本橋3丁目12番2号 電話番号:03-3248-8080 管業時間:平日9:00~18:00 朝日ピルチング

ご相談は

◎当社が契約を承諾しない場合でも申込書は返却いたしません。ませんの場合もごといます。 予めご了承下とい。 零書の拾果にきりなる場合もごさいます。 そのいり 割をさせて項をます。 ⑤掛社 ≪ F A FAX は「自己を言用事命養婦の皆用事ると手言句所に「日ち上れいて下さい。③場合によっては、都査時に各種証明書を申込みされる方が「日身でこ記入下さい、本申込の後「安わの内容」は、契約成立後「契約の内容を(受 畑 居 保 一事 地 以 ₩ 4 私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」 及び「契約条項(お申込みの内容)」の条項に同意の上、申込みをします。 先 息 D お動名称 め 先 所在地 め先所在地 フリガナ お名前 フリガナ お勤 フリガナ 中心有 お仕事 ご住所 お 仕事 (1) 2%員 (2)会社員 (3)会社役員 (4)派遣 (5)自営業 (6)パート・アルペト (7)学生 (8)無職(生活保護・年金受給) お名前 ご家族 (1)独身家族別居 (2)独身家族同居 (3) 班橋·子共1 (4) 班橋·子共(お住い 入居理由 フリガナ キョウトフキョウトシウキョウクOOOO 〒600-OOOO 京都府京都市右京区OO 3-O タフリガナ ニホンサプロウカイケイジムショ 改 性別 **9**・女 生年月日 フリガナ カナガワケンヨコハマシ〇〇〇〇 〒2〇〇-〇〇〇〇 推盟 (山) 緊急連絡先のみ お名前 日本 花 〒600-0000京都府京都市上京区〇〇 フリガナ 克 フリガナ シカナ フリガナ ₹100-0000 (1)公務員(2)会社員(3)会社役員(4)派遣(5)自営業(6)パート・アルバイト(7)無職(生活保護・年金受給) ① アパート (2)借家 (3)社宅・寮(4)賃貸でグョン (5)公営住宅 (6)家族所有 (7)自己所有(8)その他(• Ш 00000123 住居が狭い為 Ш キョウトフキョウトシカミギョウク〇〇〇〇 花子 トウキョ 東京都中央区〇〇 8-0-0 + Ш | ※三 × 終川県横浜市○○2 - ○ - ○ トリオケンチクカブシキガイシャ 2 * リオ建築株式会社 生年月日 西暦1 900 年00月00日00才) 本 本 0 (2)連帯保証人 兼 緊急連絡先 ナ ブ ロ ウ 女 ウトチュウオウク0000 111 0 ※二製物時には2枚目の製物書にご捺印へだざい 続柄 妻 思 NA 万円 西曆 00/00/00 * 111 @ 計事務所 M 生年月日 克 000000 恶 2-0-0 203-4880 ○○ → ○○薬局 ○○駅前店 年齢 2枚目に実印を ご捺印ください (3)の場合のみ 西暦 1 6 0 0-0 が存出に 100 フリガナ フリガナ 3 П 贫 二家族 (3) 斑婚・子供(3) 申込者との関係 業内 動電 紫海語 0 9 0 0 0 0 0 0 0 C at 自宅電話 勤務先電話 贫 業内 鵹 日電携電 并 光10 * 器 住 い (1)アバート (2)借家 (3)社宅 (4)賃貸でバル (5)公営住宅 (6)家族所有 ①自己所有 云 推 万円 靈 新 0 7 5 OOOOOOC 過去のJIM用 **能**帽 七話 年 0 居年 公認会計士 建設工事業 0300 0 JIDトリオ 80,000円 0 賃貸保証委託申込書 母 第 ○○○ お申込みの内容 OO 用 7 2 900000000 4 8 主任 700 言の人店 (2)契約者 号室 045-000-0000 X 中数 50000000 50000000 万円 ОО В 20 黑 從員動年 000 從員動年居年 平 M H H (2)独身(家族同居) 人)(4)その他() St 離 龤 女 厕 0 お客様用 拼 000 18 000 學 8 併 本日 10 3 5 Ħ Ш 年10ヶ月 なし 計部 ω 51 0 5 3 ヶ月 * 0 4 (個人用) 克 滥 契約内容 賃貸借申込内容 東賃貸借契約が契約途中・更新からこ利用の場合は、下記の欄に○を付けて≪ださい。 (未納賃料等がないことが条件となります。 日交串 揊 契約年数 貸人様は4枚目裏面の ご住所 お名 毎月支払総額 界 炒 代口 住 代理店名 000000000 賃貸条件 物件名称 四個 2008 年 在 华 一個 A 老 付につき日本稿 算門 印紙税申告納 税粉署承認济 书 台 下記 話× 界 猫 保契 家質數金 〒200-0000 神奈川 フリガナ min 單卷 Oi 2 〇〇不動産株式会社 神奈川県横浜市〇〇1丁目1番1号 丁EL:045-〇〇〇-〇〇〇 FAX:045-〇〇〇-〇〇〇〇 の機能 90,000 オオヤ 80,000 Ш 2008 X 太枠内に漏れなくご記入ください。 保証約款 ジェイアイディマンション 米 0 0 IDマンショ 5 H 株式会社〇〇不動産 A 奈川県横浜市OO区OO町 Ħ 保証料率 5 賃貸保証委託契約に基づき上記金額を H ن ت H 便 型 型 型 型 型 保証料として領収いたしました。 -000-0000 言 県横浜市〇〇 北金 雌福哪 0 州 1)] 5 G00000 0 整 4 民 90,000 西暦 2008 年 5,000 ω 1. 質の 定契 0 賃貸借契約.)家賃支払| 2枚目に 2枚に これだい 期約 25 w 000000000 O1 K 告種 H H ω 0 ш 東京都中央区日本橋3] Ш 保証料 4 駐車場 保証金 4 霞簭 阿苏 家別 四十 15 B Ш 毎月 中山田 理態語号 2010 0 (1)再契約型 0,500)番() 0 (1)自社物件 (2)サブリース (3)管理委託 契約状況原實實借 担氏 H AT 担氏 * 保証番号 契約日 本賃貸保 4 + 拼 宋 账 III: S 雪 日迄に 0 (2) (1)契約途中 者名 Ш 者名 H 0000000 H W)更新から 日本賃貸保証株式会社 2008 # お客様がお申込みされる会社名 也要 その物 影車 場 場 OI 0 H (2) H 6 0 I 0 E 言 期限延長無 0 5 開塞 O 盟 Z ①住居用 (2)事業用 0 0 を支払う m 0 H Ш F 24 0 15 H I

FAX送信方向

お名前

フリガナ

脚

ے

D

ご住所

-I

性フリガナ

5

肥

W

H

年 Э Ш

B

营

年

田

H

審

畑

TIE 市 东

申込日

긆

大口

目電携電

出端 點出

7

フリガナ

3;

勤務先電 話

張

業内

界

逦

社介 北中

学

华

位

担氏

者名

Ш

疆 務容 称 多 私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」。 サイン及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。 80%に契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。 JID トリオ 賃貸保証委託申込書(個人用)

お申込みの内容

ð;

啉

燕

H

■太枠内に漏れなくご記入ください。

日本賃貸保証株式会社 お客様がお中込みされる会社名(乙)

葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地

ジェイアイディトータルサービス株式会社 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地

代理店名 一曲 D 7.1 界 語× 大阪府堺市堺区中安井町3丁 株式会社アイディアルホ 2 ╗┪ \triangleright 00 77 型 型 約 **G** 2 22 岡瀬 S 22 0 併 22 ∞ 00 2 ω[.] 95 Ш 95 ı I 0 9 Ш レ 刑 担氏 契約日 宋 账 是番引 者名 Ш 西藏 炒 为 解 年 阻 Ш Ш

原賃貸借契約の契約途中・更新からご利用の場合は、 契約年数 併 保証料率 下記の趣口〇を下げてください。 保証料 (未納賃料等がないことが条件となります。)

症妣 賃貸借申込内容 賃貸条件 界 物件名称 在 书 學 加 製 组 フリガナ \dashv 田 田 管理費 礼 金 B 田 駐車場 保証金 臣 契約状況 **亚加加**车 B 田 (2)更新から (1)契約途中 その他 敷 引 番 号 用途 (1)住居用 (2)事業用 田 田

契約内容 毎月 雵 真委 苍 貸託 支払総額 期 保契 証約 西田 0 年 便 州 雅 H 田 質の 定契 道家智慧 期的 契支 告種 然也 Ш 宗則 四十 面面 曲 Ш 再契約型 胀 併 Ш 治に (2) Ы Э

期限延長無

を支払

ш

画

谷

フリガナ

答

動画

先話

菜

袋

11 21 携帯電話

學 由

蔟

1) / バート (2) 信家 5) 公営住宅 (6) 家族 1)独 身 (家族別居) 3) 既婚・子供(

海子

(4)賃貸マンション 自己所有 由身(家族同居) その他()

5

業尺

뭐

疆 務容

往具動生

年

ヶ月

属 業数続数

帯 保

先 B 费 0;

尼伯地

1 フリガナ

8

中

귯

(1)公務員

(2)会社員(3)会社役員(4)派遣(5)自営業(6)パート・アルパイト(7)無職(生活保護・年金受給)

絡先·

+

フリガナ

邱

맫

肥

女

H

年月

西暦

年

H

Ш

ご茶四へだない 2 枚目に実印を

自宅電話 申 込 者との関係

H

離

連 心 岩

家族

(1)独身(家族別居) (2)独身(家族同居) (3)既婚・子共なし (4)既婚・子共(

5

年 鴐

贞 世

万円

田

以

田石 ヶ月 ヶ月

田

併 年

從員 動年 居年

業数続数住数

転居理由

煮

能以

(2)

過去のJIRリ

丽

3+

97

フリガナ

緊急連絡先のみ

連帯保証人

無

緊急連絡先

)親権者

以

(1)アバート

(2)借家 (3)社宅・寮(4)賃貸マンション

(5)公営住宅

自己所有(8)その他

St 住い -

が介

#

|(1)公務員 (2)会社員 (3)会社役員 (4)活着 (5)自営業 (6)パート・アルイト (7)学生 (8)無機(生活保護

4 J

先 8 遭

尼伯书

1 フリガナ

このお申込書をご使用いただく場合には、 ご記入いただきます。 予めご了承くださ ご契約時に再

::::

お申込者様には、

お申込受付後、 お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。

都街確認専用ダイヤル 0120-641-060

折り返しご連絡へださい。 ご総合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで

千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 ||▶日本賃貸保証株式会社

F A X 送信方向 始

よっては、お新りする場合もございます。(内容・理由につきましては、一切お答えてきません。)⑧当社が契約を承諾しない場合でも申込書は返却いたしません。加盟の信用作報機関の信用情報を与信判断に利用させて頂きます。『ある中込の後、審査が数日かかる場合もごさいます。 予めごう承下さい。 ①審査の結果においてさい。 ②場合によっては、 需産時に各種証明書を提出して頂きます。 ②動格氏の在職権認及以びご本人様との申込の変の確認をさせて頂きます。 ②当社申乃公案と表したして頂きますの主は、「象品権をさせて頂きますので事前に「取る様人のよう方方がご自身でごに対して下さい。 本本込の後、当社より選挙は一架 象書であるようので書 前に「解を得てというのでは、裏面をよく読んでから十分物得した上で太枠内を(ごこの:お申込みの内容: 「契約の立後「契約の内容」(契約の内容)(対象の内容)と上で大枠内を 阳

フリガナ

超回

フリガナ

3;

名

쿋

性別

続柄

年 。る場合 年月日

年

幣

勤め先(学校名

入居 (2)契約者以 お勤め先の電話番号

田 安

阿阿

フリガナ

利用権与付与国当者サインを

アリリロンチャン・セノルについては「お申込受付書」または3枚目「各種届出書」に、付与後は「保証番号通知書」または3枚目「各種届出書」に日付をしてFAX願います。

フリガナ

お申込時の電話連絡について

この度は、JID賃貸保証システムにお申込みいただき誠にありがとうございます。

お客様からいただきましたお申込書内容の確認を、JID専用ダイヤルより下記の流れ にてご連絡させていただきます。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

* お願い *

- ・着信拒否設定などをされているお客様は、大変お手数でございますがお申込手続き後、一旦設定の ご変更をお願い致します。
- ・ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、下記専用ダイヤルまで 折り返しご連絡下さい。

お申込者様へのご連絡 STEP (1)

申込書ご記入内容の確認をさせていただきます。

- ※ お申込の内容により、勤務先へ在籍確認をさせていただく場合がございます。
- ※ JIDからの連絡時に各種証明書のご提出のお願いをさせていただく場合がございます。



STEP (2) 緊急連絡先様へのご連絡

緊急連絡先様へのご承諾確認をさせていただきます。

※ ご記入いただく緊急連絡先様へJIDからの確認の連絡がある事を事前にご説明を お願い致します。



お申込みいただいた不動産会社様へご通知させていただきます。



申込時確認専用ダイヤル 0120-641060

受付時間:午前9時~午後8時 土日・祝日も受付 (年末年始を除きます) 携帯電話からもおつなぎできます。

JID日本賃貸保証株式会社